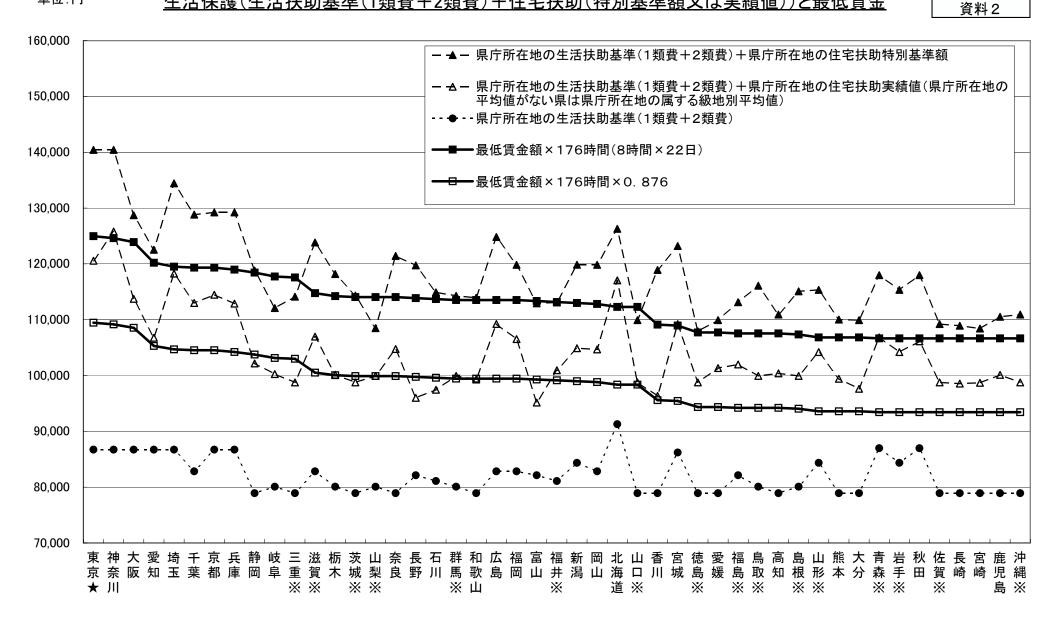
単位:円

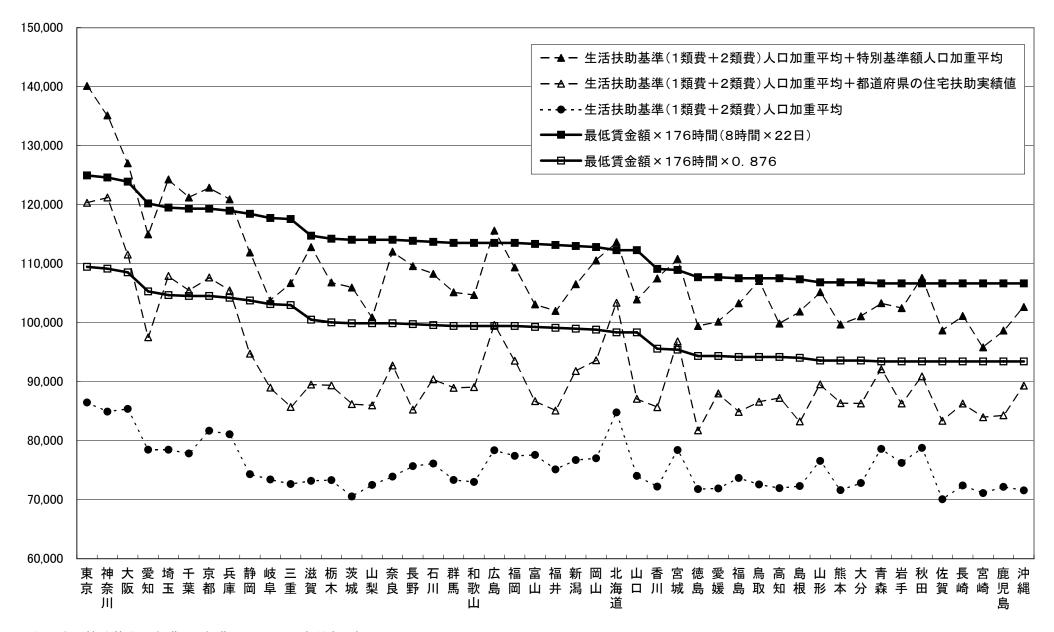
## 生活保護(生活扶助基準(1類費+2類費)+住宅扶助(特別基準額又は実績値))と最低賃金

第 17 回



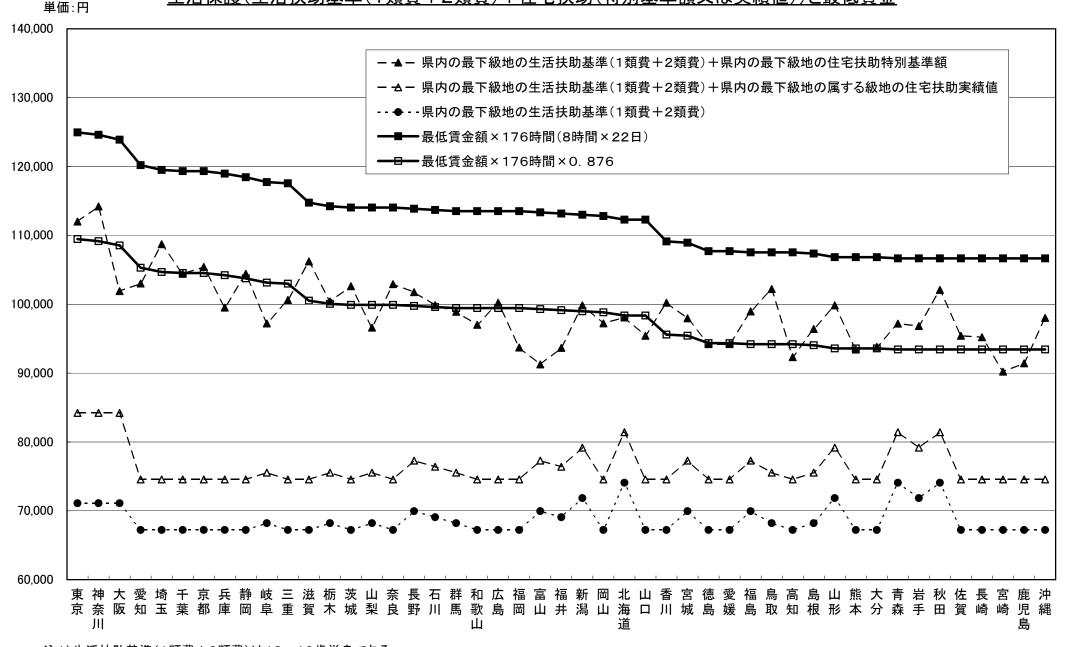
- 注1)生活扶助基準(1類費+2類費)は18~19歳単身である。
- 注2) △の住宅扶助の平均値については、※がついていない都道府県は県庁所在地の平均値を、※がついている都道府県は県庁所在地の属する級地の平均値を用いて算出。 ただし、東京は東京都の実績値。
- 注3)生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。
- 注4)データは平成16年度のもの。
- 注5)0.876は時間額606円で月176時間で働いた場合の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

## 単位:円 生活保護(生活扶助基準(1類費+2類費)+住宅扶助(特別基準額又は実績値))と最低賃金



- 注1)生活扶助基準(1類費+2類費)は18~19歳単身である。
- 注2)生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。
- 注3)データは平成16年度のもの。
- 注4)0.876は時間額606円で月176時間働いた場合の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

## 生活保護(生活扶助基準(1類費+2類費)+住宅扶助(特別基準額又は実績値))と最低賃金



- 注1)生活扶助基準(1類費+2類費)は18~19歳単身である。
- 注2)生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。
- 注3)データは平成16年度のもの。
- 注4)0.876は時間額606円で月176時間働いた場合の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。
- 注5)住宅扶助実績値は、東京、神奈川、大阪は3級地-1の平均値を、その他の道府県は3級地-2の平均値を用いて算出。